

# 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の概要

消防庁危険物保安室

## 1 はじめに

消防庁では、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第57号。以下「改正省令」という。）を、令和2年5月29日に公布しました。

今回公布された改正省令は、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤を、消防活動阻害物質として新たに指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号。以下「指定省令」という。）の一部を改正するものです。

以下、この改正省令の概要について紹介します。

## 2 消防活動阻害物質について

消防活動阻害物質とは、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3第1項において「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質で政令で定めるもの」と規定しているものであり、当該物質「を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ所轄消防長又は消防署長に届けなければならない」とされています。これは、これらの物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発し、あるいは有毒のガス等を発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性があるためです。

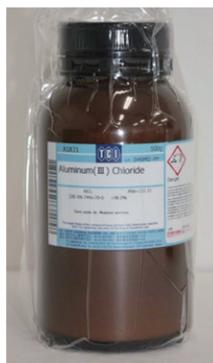
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第303号）第1条の10においては、圧縮アセチレンガス等のほか、同条第5号において「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物のうち別表第1に掲げる物質」、同条第6号において「毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2に掲げる物質」が、消防活動阻害物質として届出が必要な

場合の数量とともに規定されています。

また、危険物の規制に関する政令別表第1（8）及び別表第2（18）において、「前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの」と規定されており、指定省令において消防活動阻害物質を指定することとされています。

## 3 毒物及び劇物取締法に基づく劇物への指定

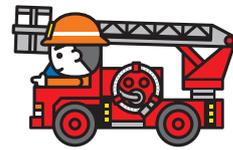
厚生労働大臣の諮問機関である薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第31号）が令和元年6月19日に公布され（令和元年7月1日施行）、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤等が劇物として指定されました。



三塩化アルミニウム

## 4 消防活動阻害物質への追加

毒物及び劇物指定令の改正を受けて、消防庁では、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤等について、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（座長：田村昌三東京大学名誉教授）」を開催し、消防活動阻害物質に該当するかについて検討を行いました。検討会において調査・分析した結果、三塩化アルミ



ニウム及びこれを含有する製剤については、水と反応して人体に有害な気体を発生する危険性を有していることが確認されたことから、消防活動阻害物質として指定することが適当であるとの報告が取りまとめられました。具体的には、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤は、水と反応し、塩化水素を発生させ、さらに加熱時間が長くなることで塩化水素（ガス）を多く揮散すること、さらに、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤から精製した有害な気体（塩化水素）が溶解した水溶液は強い酸性を示し、消防活動の支障となることが確認されております。なお、詳細については「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」の報告書（[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-39/03/houkokusyo.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-39/03/houkokusyo.pdf)）を御覧ください。



三塩化アルミニウムの水添加試験の様子 吸収瓶の中で塩化水素が発生。



三口丸底フラスコの中で塩化水素が水に溶け込んでいる様子

本報告を踏まえ、指定省令を改正し、指定省令第2条の表中（31）に「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」を加え、消防活動阻害物質に新たに指定する改正を行いました（令和2年12月1日施行）。

## 5 おわりに

今回の改正により、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤を、200キログラム以上貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないこととなります。

各消防本部等においては、新たに届け出が必要となる旨を、管内事業所に周知するとともに、三塩化アルミニウムを含有する製剤は、上記の危険性が伴うおそれがあることを踏まえ、消火活動にあたって留意することが必要です。